

分類番号	類型名	細目名および補足説明(適用条件等)
1	就 労	○ 通常、週5日以上勤務をされている方は、月20日以上勤務であると判断し、同様に、週4日の勤務をされている方は、月16日以上19日以下の勤務であると判断します。 ※ 直近3か月分の就労実績のうち、ひと月も契約上の日数・時間を満たすことが確認できない場合、実績に基づいて保育指数を算定します。その結果、指数が低く算定されることがあります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近3か月分の就労実績が契約上の日数・時間を満たさない場合は、『就労証明書⑥』の備考欄にその旨をご記入ください。
		○ 就労時間中の休憩時間も拘束時間として指数を算定しますが、家事・育児にあたる時間は就労時間には含みません。
		○ 育児休業中の方の保育指数は、契約上の日数・時間に基づいて算定します(就労実績は審査対象としません)。
		○ 契約上の日数・時間を超える就労実績がある場合でも、契約上の日数・時間を上限に指数を算定します。 ※ ただし、以下の場合に限り、1日の就労時間は15分を上限に、練馬区保育実施基準表において、1段階上の細目を適用できる場合があります(育児短時間勤務についても準用できる場合があります)。 →就業規則で、勤務時間と休憩時間の合計が1日あたり〇時間45分以上であることが定められ、その証明ができる場合(例:「1日の勤務時間は7時間とし、別途休憩時間として45分を設ける」等)
2	不 存 在	保育の利用申込締切日時点で申込児童の親権者の一方が存在しない場合に適用されます。また、同一住所に配偶者等(元配偶者、および事実婚である同居人を含む)の居住および住民登録がないこと(単身赴任は除く)が必要です。その他、特別な状況の場合は、入園相談係までお問い合わせください。
3	出 産	『復職に関する申立書』で、「②育児休業を取得せず、産後休業終了後、直ちに復職(復学)される方へ」を選択した場合、【就労(就学)】の要件で指数を算定することができます。
4	疾病・負傷	(1) 入院している場合 保育の利用希望月の1日から起算して、入院期間がおおむね1か月以上予定されている場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
		(2) 寝たきり等の状態の場合 寝たきりまたはそれに類する状態(常時病臥)であることの診断書等の証明があり、保育の利用希望月に育児等に著しい支障があると見込まれる場合に適用されます。
		(3) 精神疾患の場合 精神疾患であることが分かる診断書等の証明が必要です。
		(4) 常時安静を要する場合 寝たきりまでではないものの、保育の利用希望月に日常生活および育児において、著しい制限等がある場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
		(5) 自宅療養中等の場合 (1)～(4)以外の理由により、保育の利用希望月に自宅等における療養が必要である場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
5	障 害	「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「診断書(障害の診断があるもの)」に記載された等級、度の程度により細目(1)から(3)で算定します。
6	介 護	(1) 重度心身障害者等の介護 申込児童以外で重度の障害(要医療的ケア、知的障害等)を持つ同居者の介護を常態(1日8時間以上)とする場合に適用されます。 ※被介護者の介護時間および自立の程度(食事、排泄、入浴)等により審査を行います。
		(2) 通院・通所の付き添い 申込児童以外の介護を要する方の通院や通学のため、付き添いを必要とする場合に適用されます。移動時間を含めた所要時間の合計で算定します。
		(3) 入院・入所の付き添い 申込児童以外の介護を要する方の入院または入所先に付き添いを必要とする場合に適用されます。移動時間を含めた所要時間の合計で算定します。
		(4) 介護の態様から明らかに保育を必要とする場合 細目(1)～(3)に該当しない場合で、申込児童以外の介護のため、申込児童の保育の必要性がある場合に適用されます。
8	就 労 (内定)	申込締切日から利用希望月の月末までの間に、新たに就労を開始する場合や起業の準備を行う場合に適用されます。就労開始後、各利用希望月の申込締切日までの間に『就労開始証明書』の提出がされた場合、【就労】の要件で指数を算定します(ただし、一定期間が経過するまでは、調整指数15番等の減算が適用される場合があります)。
9	求 職	求職活動を理由として保育を希望する場合に適用されます。各利用希望月の申込締切日までの間に就労内定または就労を開始し、『就労証明書⑥』の提出がされた場合、【就労(内定)】または【就労】の要件で指数を算定します。
10	就学・ 技能修得	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校、各種学校および職業訓練に関する施設等に通学・通所(通信教育課程が含まれる場合を含む)していることが条件です。

次ページへ続きます

調整指数番号	調整指数要約	補足説明(適用条件等)
1	ひとり親	保護者の状況の類型が存在で、令和4年度保育利用のご案内P.19に記載する必要書類の提出が確認された場合に対象となります。
3	単身赴任	以下全ての要件を満たし、『就労証明書⑥』により、勤務地と単身赴任期間の証明が必要です。 ① 保護者のうち、いずれかの者が勤務先から連続3か月以上の単身赴任を命じられていること。 ② ①の期間中に保育の利用希望月が含まれていること。 ③ 自宅から単身赴任勤務地までの距離が、最短経路距離で60km以上離れていること。 ※【就学】の要件における留学等は対象となりません。 ※ 単身赴任期間の計算や距離の計測等については、区で審査を行うため、証明の必要はありません。
15・16	契約変更および転職	保護者の状況の類型が同じ細目間での転職においては、前職の退職日から1か月以内に転職された場合は当該調整指数による減算はありません。この際、前職の退職日が分かる書類の提出が必要です。 例：前職退職日：7/2(月20日かつ1日8時間以上の就労)、転職先での就労開始日：8/1(月20日かつ1日8時間以上の就労) →指数の減算はありません。 ※ 上位の細目への契約変更や転職の場合も上記の考え方を準用しています。詳細は令和4年度保育利用のご案内P.29をご確認ください。
17	児童の状況	身体障害者手帳3級程度、愛の手帳3度以下程度の発達の障害等がある程度の発達の障害等がある場合で、集団生活(保育園の利用)を希望される場合に適用されます。
18	65歳未満の同居祖父母	保育の利用希望月1日時点で、65歳未満の祖父母と同居している(リビングを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる)場合で、以下のいずれかに該当する場合は本調整指数により減算されます。 ① 祖父母いずれかの保育指数が15点未満となる場合(求職活動中等) ② 『就労証明書⑥』等の保育にあたることができないことを証明する書類の提出がない場合 ※ 要介護(1以上)の認定を受けている方は、減算となりません。介護被保険者証のコピーをご提出ください。
22	2km超転園	○ 保育の利用希望月1日時点の児童住所および在籍施設の所在地を基準とし、直線距離で測定します。 ※ 1歳児1年保育の在園児童は対象外です(復職されている場合は、調整指数23番の対象となります)。
23	特定施設在園	○ 保育の利用申込締切日時点で児童の保育を生業としている保育施設等に一定時間以上預けていることが必要です。なお、保護者の類型が【就労】の場合は、申込締切日時点で復職し、『復職証明書』を提出していることも必要です。 ○ ベビーシッター事業や認可保育園等の一時預かりを利用している場合は、直近3か月分の利用実績のわかる領収書等が『在園(受託)証明書』の代わりとなります。実績を満たす月がある場合、該当月の領収証等のコピーをご提出ください。 ○ 練馬区内の認可保育園・地域型保育事業(事業所内保育事業の従業員枠を除く)の在園児童は、『在園(受託)証明書』の発行および提出は不要です。 ○ 当該調整指数の「一定時間」の考え方については、令和4年度保育利用のご案内P.43を参照ください。
24	特定施設卒園	○ 施設の受入可能年齢終了月より前の月は、調整指数23番が適用されます。 ○ 災害等により、運営の継続が著しく困難な場合等は、対象施設や適用期間を拡大することがあります。 ○ 当該調整指数の「一定時間」の考え方については、令和4年度保育利用のご案内P.43を参照ください。 ※ 1歳児1年保育の在園児童は対象外です(復職されている場合は、調整指数23番の対象となります)。
25	連携施設	調整指数24番の条件を満たし、かつ希望する保育園等において、「保育園等一覧」に掲載する「連携先施設」が1園以上含まれる場合に適用されます。 ※ 令和5年4月の利用調整から、卒園児に対する新たな利用調整方法(令和4年度保育利用のご案内P.27参照)への移行に伴い、段階的に廃止します。
26・27	育休給付金	当該育児休業における「育児休業給付金支給決定通知書(いずれかの月の支給明細のコピー)」等の提出が必要です。(1歳児クラスに申込み場合は調整指数26番、2歳児クラス以上に申込み場合は調整指数27番が適用されます。) ※ 0歳児クラスに申込み場合は適用対象外ですが、申込書の有効期間中に1歳児クラスとなる場合は、提出が必要です。 ※ 保護者の両方が育児休業給付金を受給している場合でも、本調整指数は重複適用されません。